第四十一条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、「出願」の下に「若しくは申請」を加え、「（第四十六条の二第一項に規定するものを除く。）」を削る。

第四十一条の二第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第四十一条の三第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、「（第四十六条の二第一項に規定するものを除く。）」を削る。

第四十二条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「基き」を「基づき」に改める。

第四十三条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第四十四条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、「（第四十六条の二第一項に規定するものを除く。）」を削る。

第四十六条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、「（第四十六条の二第一項に規定するものを除く。）」を削る。

第四十六条の二を削る。

第四十八条の二中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第四十九条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「、取消」を「、取消し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「の取消」を「の取消し」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「まつ消の」を「抹消の」に、「まつ消した」を「抹消した」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同条第三項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改める。

第五十条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第五十条の二中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「まつ消した」を「抹消した」に改める。

第五十五条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改める。

第五十六条第一項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改め、同条第二項中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「取下」を「取下げ」に、「基く」を「基づく」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改める。

第五十九条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第六十一条の三第三項及び第四項、第七十八条、第八十条並びに第八十三条中「経済産業局長」を「経済産業大臣」に改める。

第八十三条の次に次の章名を付する。

第四章　雑則

第八十四条を次のように改める。

（権限の委任）

第八十四条　この政令に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

第八十五条を削る。

（鉱業法関係手数料令の一部改正）

第二条　鉱業法関係手数料令（昭和二十六年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百八十一条」を「第百三十六条」に改め、同条の表第一号中「三万九千七百円」を「四万二千九百円」に、「三万七千四百円」を「四万五百円」に改め、同表第二号中「鉱業権の設定の出願」を「鉱業出願」に、「六万千七百円」を「七万千八百円」に、「五万八千三百円」を「六万八千二百円」に、「九万七千七百円」を「十万二千六百円」に、「九万四千三百円」を「十万九千百円」に改め、同表第三号中「第三十六条第一項」を「第三十条第一項」に、「四万千円」を「四万六千七百円」に、「九千二百円」を「一万八百円」に、「八千六百円」を「一万百円」に、「四万五千四百円」を「五万千五百円」に、「四万四千四百円」を「五万四百円」に、「一万二千四百円」を「一万四千三百円」に、「一万千七百円」を「一万三千五百円」に改め、同表第四号を次のように改める。

四　法第三十九条第一項の規定により鉱業申請をする者		
試掘権の設定	一件につき	七万千九百円
採掘権の設定	一件につき	十一万三千百円
第一条の表第十五号中「第百八十六条第一項」を「第百四十条第一項」に、「四万八千六百円」を「五万六百円」に、「四万六千四百円」を「四万八千三百円」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十四号中「八万六千五百円」を「九万三千四百円」に、「八万三千七百円」を「九万六百円」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第十三号中「一万二千二百円」を「一万三千円」に、「九千六百円」を「一万四百円」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第十二号中「五万六千二百円」を「六万七百円」に、「五万三千六百円」を「五万八千円」に改め、同号を同表第十六号とし、同表第十一号中「四万七千円」を「五万二千六百円」に、「四万三千四百円」を「四万九千円」に、「一万三千百円」を「一万四千五百円」に、「九千八百円」を「一万千円」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十号中「六万五千百円」を「七万二千七百円」に、「六万千六百円」を「六万六千円」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第九号中「三万九千四百円」を「四万二千五百円」に、「三万七千二百円」を「四万百円」に改め、同号を同表第十三号とし、同表第八号中「一万千二百円」を「一万二千円」に、「一万百円」を「一万千円」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第七号中「三万三千円」を「三万五千六百円」に、「三万五千円」を「三万三千円」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第六号中「七万七千二百円」を「八万三千四百円」に、「七万三千九百円」を「八万円」に改め、同号を同表第八号とし、同号の次に次のように加える。		

九　法第五十一条の二第一項の規定により鉱業権の移転の許可の申請をする者	一件につき	二万八千九百円
十　法第五十一条の三第一項の規定による届出をする者	一件につき	二万五千六百円
七　法第四十五条第一項の規定により鉱区の増減の申請をする者		
試掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき	四万九千七百円
試掘鉱区の減少	一件につき	一万五千円
採掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき	六万四千円
採掘鉱区の減少	一件につき	一万九千三百円

第一条の表第五号中「第四十五条第一項」を「第四十四条第一項」に、「五万二千七百円」を「五万六千三百円」に、「一万八千四百円」を「二万六百円」に、「一万五千百円」を「一万七千百円」に、「七万八千八百円」を「八万七千五百円」に、「二万二千四百円」を「二万四千九百円」に、「一万九千百円」を「二万千四百円」に改め、同号を同表第六号とし、同号の次に次のように加える。

試掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき	五万三千六百円
試掘鉱区の減少	一件につき	一万八千五百円
採掘鉱区の増加又は増加及び減少	一件につき	六万七千八百円
採掘鉱区の減少	一件につき	二万二千八百円